

(第三種郵便物認可)

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

小谷野幹雄 (こやの・みきお) 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス http://www.koyano-cpa.gr.jp/

Q ものすゝ確定申告のシーズンといつてもあり、自分の保有資産の見直しを行ってみたいところ、長年利用していないゴルフ会員権が見つかったのですが、相場価格がかなり下落していました。これを譲渡した場合、税金にはどのような影響があるのでしょうか。

A ゴルフ会員権は、事業所得や給与所得を譲渡したから当該譲渡損が差し引かれた後の所得金額をベースに税額が計算されます。その所得の圧縮効果も期待できます。ゴルフ会員権は、上場株式と同様に値上がり期待が投資家によって生じた場合に、

Q すずと昔から保有してきたゴルフ会員権があるのですが、今は相場値下がりしています。また全く利用もしていません。この際譲渡してしまおうと考えていますが、売買相場を調べてみると、預託金を若干下回る金額で取引されています。そこで、ゴルフ会員権の譲渡に際して、ゴルフ場経営会社に預託金の返還を請求しようかと考えております。何か気を付けたい点はありますか。

A ゴルフ場の一権の譲渡にはありませぬ。運営会社が破産してしまえば、会員権の価値がなくなりました。売却するにせよ、結果的には取得に費やした金額が全額損になってしまいました。この損は所得税の計算上、他の所得と相殺されるものなのでしょうか。

A ゴルフ場の一権の譲渡にはありませぬ。運営会社が破産してしまえば、会員権の価値がなくなりました。売却するにせよ、結果的には取得に費やした金額が全額損になってしまいました。この損は所得税の計算上、他の所得と相殺されるものなのでしょうか。

Q 以前私は父親からゴルフ会員権の贈与を受けたのですが、この度、それを譲渡しようと考えています。この場合、取得費は基本的に父親の取得費を引き継ぐことになると思うのですが、贈与を受けた時に支払った名義書換料については、取得費に加算してよいのでしょうか。

A ゴルフ場の一権の譲渡にはありませぬ。運営会社が破産してしまえば、会員権の価値がなくなりました。売却するにせよ、結果的には取得に費やした金額が全額損になってしまいました。この損は所得税の計算上、他の所得と相殺されるものなのでしょうか。

A ゴルフ場の経営会社から預託金の返還を受けるという行為は、預けていた金額の回収にすぎませんので、ゴルフ会員権の譲渡にはあたらないと考えられます。従って、ご質問のケースのように、ゴルフ場の経営会社に対して預託金の返還を求め、その預託金が返還された場合に生じる損失については、事業所得や給与所得など他の所得と通算するとはできません。ゴルフ会員権自体の対価として受領する金額は預託金の返還を選択した方が大きいとしても、所得税も加味したうえで、手取り額は譲渡した場合の方が大きくなるケースもありますので、ご留意ください。

Table with columns for months (2009年1月 to 2011年9月) and average trading dates for JASDAQ, 東京外国銘柄, 大阪、名古屋、東京、マザーズ, and 丸の内線、有明線.

*は掲載予定日です。予定日は変更となる場合があります。